

(別記 2)

誓約書

私は、飼い主のいない猫の不妊手術を申請するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 申請した猫は、船橋市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- 2 飼い主のいない猫の保護にあたっては、飼い猫が誤って含まれることがないよう注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知をすること。
- 3 当該猫は、不妊手術を実施後、保護した場所付近の安全な場所に解放すること。
- 4 手術中又は術前術後に当該猫が死に至る等の不測の出来事が生じうることを了承していること。
- 5 飼い猫を誤って不妊手術してしまった場合等、不妊手術の実施に関して発生した責任問題等については、自らの責任をもって飼い主等との間で解決すること。
- 6 当該猫の不妊手術が終了したことが外見から判断できるよう、手術と同時に右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除することについて了承していること。
- 7 重篤な病気等により不妊手術が実施できないと担当獣医師が判断した場合は、当該猫の不妊手術が行われないことを了承していること。
- 8 不妊手術の終了後、市長から当該猫の生息地域の状況等について報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。
- 9 周辺住民等から当該猫の不妊手術に係る費用を受けとらないこと。
- 10 当該猫の当事業における不妊手術の権利を他人に譲渡等行わないこと。

年 月 日

団体名

代表者 (住所)

(氏名)